

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成28年12月15日(2016.12.15)

【公開番号】特開2016-182115(P2016-182115A)

【公開日】平成28年10月20日(2016.10.20)

【年通号数】公開・登録公報2016-060

【出願番号】特願2016-59335(P2016-59335)

【国際特許分類】

A 2 3 F 3/36 (2006.01)

【F I】

A 2 3 F 3/36

【手続補正書】

【提出日】平成28年10月26日(2016.10.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

超臨界二酸化炭素で抽出処理した茶葉に対し、火入れ処理を行うことを特徴とする低カフェイン茶葉の製造方法。

【請求項2】

火入れ処理において茶葉温度を、緑茶葉の場合には130以上、紅茶葉の場合には110以上130以下とすることを特徴とする請求項1記載の低カフェイン茶葉の製造方法。

【請求項3】

超臨界二酸化炭素で抽出処理した茶葉に対して火入れ処理を行うことを特徴とする、異味異臭の除去方法。

【請求項4】

超臨界二酸化炭素による低カフェイン茶葉に対して、火入れされた茶葉。

【請求項5】

カフェインの含有量が0.5%以下であり、次の各香気成分グループ(A)、(B)および(C)：

(A) 火入れ香成分

(2,5-ジメチルピラジン, 2,6-ジメチルピラジン, エチルピラジン, 2,3-ジメチルピラジン, トリメチルピラジン, 2-エチル-3,5-ジメチルピラジン, フルフラールおよび3-エチル-3,6-ジメチルピラジン)、

(B) 青臭成分(n-ヘキサナール, (z)-4-ヘプテナール, 青葉アルコール, (E,Z)-3,5-オクタジエン-2-オンおよび(E,E)-3,5-オクタジエン-2-オン)、

(C) 油臭成分(1-ペンテン-3-オール, (E)-2-オクテナール, (E,Z)-2,4-ヘプタジエナールおよび(E,E)-2,4-ヘプタジエナール)、について、

ガスクロマトグラフ質量分析法(GC/MS分析法)にて分析した際の各グループ内ピークエリア合計の比が、[(A)/(B)]が3.0以上かつ[(A)/(C)]が1.5以上である請求項4に記載の茶葉。

【請求項6】

カフェインの含有量が0.5%以下であり、次の各香気成分グループ(A)、(B)および(C)：

(A) 火入れ香成分(2,5-ジメチルピラジン, 2,6-ジメチルピラジン, エチルピラジン, 2,3-ジメチルピラジン, トリメチルピラジン, 2-エチル-3,5-ジメチルピラジン, フルフラールおよび3-エチル-3,6-ジメチルピラジン)、

(B) 青臭成分(*n*-ヘキサナール, (*z*)-4-ヘプテナール, 青葉アルコール, (E,Z)-3,5-オクタジエン-2-オンおよび(E,E)-3,5-オクタジエン-2-オン)、

(C) 油臭成分(1-ペンテン-3-オール, (E)-2-オクテナール, (E,Z)-2,4-ヘプタジエナールおよび(E,E)-2,4-ヘプタジエナール)、について、

ガスクロマトグラフ質量分析法(GC/MS分析法)にて分析した際の各グループ内ピークエリア合計の比が、[(A)/(B)]が3.0以上かつ[(A)/(C)]が1.5以上である茶葉。